

修繕仕様書

修繕概要

修繕名	稲毛図書館照明器具LED化修繕
修繕場所	千葉市稲毛区小仲台5-1-1
修繕期間	契約締結日の翌日から令和9年3月12日(金)まで

一般共通事項

- ① 本修繕施工前に、工程・工法について、稲毛図書館に説明を行い、運営に支障の無いよう十分注意すること。
- ② 本修繕中に既存建造物等を破壊した場合は、監督員に報告の上速やかに原型復旧すること。
- ③ 本修繕にあたり、関係法令を遵守し、申請手続き等は請負人が代行すること。
- ④ 本修繕に使用する材料・工法等は施工に先立ち、施工計画書の提出等により、監督員の承諾を得ること。
- ⑤ 本修繕の工事写真は、見え隠れ部分がわかるように施工中の写真を適切に撮影し、着工前と完成後の比較ができるように整理すること。
- ⑥ 本修繕の発生材は適切に処分すること。
- ⑦ 工事用水・電力は支給する。
- ⑧ 現地調査を実施し、仕様書・別紙仕様内訳書と相違がある場合、発注者と協議を実施すること。

修繕内容

稲毛図書館の照明器具を別紙仕様内訳書(※LED照明器具については同等品可)に基づき、LED照明器具に交換する修繕を実施する。

LED照明器具修繕 一式